

## 県産木材利用促進PR業務

### 業務仕様書

令和 6 年 5 月  
岩 手 県

## 県産木材利用促進PR業務 業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県産木材利用促進PR業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

### 1 業務名称

県産木材利用促進PR業務

### 2 本業務の背景及び目的

県では、県産木材の利用を進め、岩手の豊かな森林資源を次の世代に継承するため、県民や企業等が、「木にふれる」「木を知る」「木を使う」「木を伝える」の4つの行動に、できるところから取り組む「いわて木づかい運動」を展開する取組方針を令和4年2月に決定したところ。

この県民運動については、関係団体等で構成する「いわて県産木材等利用推進協議会」や、県民、企業等が連携・協働して推進することとしている。

県民運動の展開の概要（県民・企業等の行動イメージ等）は、別紙1のとおり。

上記の県民運動の効果的な展開を図るため、県産木材利用推進月間（10月）等の取組や、県産木材利用促進に向けた情報発信を通じて、県民の間に広く県産木材等についての関心や理解を深め、積極的に県産木材等を利用する機運の醸成を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和6年12月13日（金）まで

### 4 委託料上限額

3,729,000円 以内（税込）

### 5 本業務の内容

#### (1) 県産木材の利用促進PRイベントの企画・運営・管理

##### ア 盛岡会場

###### (ア) 開催日

令和6年10月5日（土）から6日（日）まで

###### (イ) 会場

イオンモール盛岡 イーハトーブ広場

###### (ウ) 内容

木育ひろば及び木製品等の設置・運営

##### イ 久慈会場

###### (ア) 開催日

令和6年10月26日（土）

###### (イ) 会場

道の駅いわて北三陸 広域ホール、屋根付きイベント広場

###### (ウ) 内容

木製品等の設置・運営

#### (2) 県産木材への関心・理解を深めるための情報発信

##### ア ポスター制作

## 6 詳細

### (1) 県産木材の利用促進PRイベントの企画・運営・管理

|       |   |
|-------|---|
| 目的    | 「2 本業務の背景及び目的」を踏まえ、県産木材の利用促進PRイベントを開催し、県民の間に広く県産木材等についての関心や理解を深め、積極的に県産木材等を利用する機運の醸成を図ること。  |
| 委託内容  | <p>ア 木育ひろばの設置・運営</p> <p>(ア) 盛岡会場<br/>開催日：令和6年10月5日（土）から6日（日）まで<br/>会場：イオンモール盛岡 イーハートブ広場<br/>想定する内容：<br/>・木製遊具、木製玩具等、木と直接ふれあう体験コーナーの設置・運営<br/>・木工体験（入れ替えも含め1組30分程度でできるもの。2日で120名程度）<br/>・パネル展示8枚（パネルは県から支給）、掲示板（両面使用）4枚<br/>・木材製品展示（家具、食器等）<br/>・木材に関するクイズ大会（景品プレゼント）</p> <p>(イ) 久慈会場<br/>開催日：令和6年10月26日（土）<br/>会場：道の駅いわて北三陸 広域ホール、屋根付きイベント広場<br/>想定する内容：<br/>・木工体験（入れ替えも含め1組30分程度でできるもの。1日で50名程度）<br/>・パネル展示6枚（パネルは県から支給）、掲示板（両面使用）3枚<br/>・木材製品展示（家具、食器等）<br/>・木材に関するクイズ大会（景品プレゼント）</p> |
| 留意事項等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約額にはイオンモール盛岡のイーハートブ広場2日分の利用料、道の駅いわて北三陸の広域ホール、屋根付きイベント広場1日分の利用料を含む。なお、会場の利用および利用料については、イオンモール株式会社、道の駅いわて北三陸と調整済であること。</li> <li>・会場の設営・撤収は会場管理者と調整すること。</li> </ul>   |

### (2) 県産木材への関心・理解を深めるための情報発信

|        |  |
|--------|--|
| 目的     | 「2 本業務の背景及び目的」を踏まえ、県民の県産木材への関心・理解を深めるため、ポスター掲示により、県産木材の良さや県産木材の利用の意義等を発信すること。  |
| 委託内容   | <p>ア ポスター制作<br/>県産木材への関心・理解を深めるための周知用ポスターの作成に係る企画・デザイン、印刷、経費の支出までの一連の業務とする。</p> <p>(ア) 規格 B2、片面カラー印刷<br/>(イ) 部数 300部<br/>(ウ) 納期 令和6年8月下旬</p> |
| 企画提案内容 | 仕上がりイメージ（ラフデザイン、写真部分等は絵コンテでも可。）  |
| 留意事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制作の詳細については、受託者に県から資料を提供する。</li> <li>・資料に掲載する写真等は、原則受託者の取材によるものとするが、必要に応じ、県が提供する。</li> </ul>          |

## 7 契約に関する条件等

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記(1)イにより受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとし、成果品及び成果品に収められた映像や使用した写真等（以下、「成果品等」という。）は、今後、県が自由に利用できるものとする。

なお、成果品等は、改変して利用する場合があります、その場合において、著作者の名誉・声望を害しない方法による改変利用については、著作者は作品の同一保持権を行使しないものとする。

その他詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

### (5) 機密の保持

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

### (6) 個人情報の保護

受託者（再委託先を含む）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

## 8 成果品

提出すべき成果物は、以下のとおりとする。

(1) 実施報告書

(2) 本業務の実施状況を確認できる資料（運営マニュアル、印刷物、実績が確認できるもの、写真等）

(3) 本業務に係る資料・写真等の電子データ一式 ※

※ 資料・写真等の電子データは、CD-R・USBメモリ等の媒体に収録し、Windows10上でデータの保存、編集、表示が可能であること。電子データの作成に使用するソフトウェアは、Microsoft Word及びMicrosoft Excelを原則とし、その他のソフトウェアを使用する場合は、別途協議すること。

## 9 企画提案に係る留意事項等

(1) 県産木材の利用促進PRイベントの企画・運営・管理

想定する内容に記載の事項にとらわれず、自由な発想で、より効果的で魅力のある企画を提案すること。

(2) 県産木材への関心・理解を深めるための情報発信

制作スケジュール、仕上がりイメージを企画提案すること。(制作スケジュールは契約後速やかに作成し提出すること。)

(3) 自由提案

コンペ参加者は、県民の間に広く県産木材等についての関心や理解を一層深めるために、必要と考える企画内容を自由提案できるものとする。

## 別紙1 県民運動の実施の概要

(令和4年12月20日 いわて県産木材等利用推進協議会資料(抜粋))

### II 県民運動の実施について

#### 取組の趣旨

岩手の豊かで多様な森林資源を木材として有効利用することで、「植える、育てる、使う、植える」という森林資源の循環利用を促進し、森林がもたらす恩恵を次の世代に引き継ぐため、「木にふれる」「木を知る」「木を使う」「木を伝える」の4つの視点により、県民、企業、行政等が、できることから行動する県民運動を展開する。

#### 概要

○名称 「いわて木づかい運動」



○キャッチフレーズ 「木で感じる ほっといわて  
ー使いましょう。いわての木を。ー」

※R2.9いわて県産木材等利用推進協議会で決定した県産木材利用推進キャッチフレーズを使用

#### 推進体制

いわて県産木材等利用推進協議会(会長:知事)の構成団体等と連携し、県産木材の利用促進について普及啓発を図るとともに、4つの視点による県民、企業の行動をサポートする。

#### 取組内容

##### 県民等の行動

木にふれる

① 県産木材利用促進に関するイベント等の実施  
・木育広場の設置、木製品の展示等によるPR (県・団体)

木を知る

② ホームページ、SNS等による普及啓発  
・ホームページ、SNS等による県産木材に関する情報発信 (県)  
・ポスターによる普及啓発 (県)

木を使う

③ 住宅、商業施設等における木材利用の促進  
・「木とくらしの相談所」(県森連)による住宅や商業施設への県産木材利用のコーディネート (団体)  
・岩手県「木づかい宣言」事業者登録制度の普及 (県)  
④ 木材利用に関する表彰  
・木材利用施設及び木製品の優良事例の表彰 (県)  
・児童生徒木工工作コンクールにおける優秀作品の表彰 (団体)

木を伝える

⑤ 設計士、木工品製作者向け研修会の開催  
・木造設計、木工デザイン等に関する研修会の開催 (県)

#### 各主体に期待される取組

##### 【県・市町村】

- ・自ら率先して県産木材の利用を推進
- ・県産木材の利用及び供給確保の施策の推進

##### 【森林所有者】

- ・所有する森林の適切な整備及び管理・保全

##### 【林業事業者・木材産業事業者・建築事業者】

- ・自らの事業活動を通じた県産木材の利用促進を図るための取組の推進

##### 【県民・事業者】

- ・日常生活や自らの事業活動を通じた県産木材の利用

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

### (個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

### (漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第4 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (教育の実施)

第5 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(指示、報告等)

第6 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

### (事故発生時の対応)

第7 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。